

令和 6 年度

志布志市一般廃棄物処理実施計画



鹿児島県志布志市
(令和 6 年 3 月)

計画の目的

志布志市一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定により策定する計画であり、志布志市一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める計画である。

本計画は、令和6年度に実施する事業について定めるものである。

ごみ処理実施計画

1 計画区域

志布志市内全域

2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 基本方針

- (1) ごみは、市民・事業者ともにその発生抑制に努め、排出段階で「一般ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」、「生ごみ」に分別し、それぞれに適した方法で処理を行う。なお、「粗大ごみ」は再利用・再資源化可能なものとそうでないものに分別する。
- (2) 家庭ごみは、各单位衛生自治会が設置・管理するごみステーションに搬出し、市が委託した業者が収集運搬する。その収集日等については、別紙「ごみ収集日程表」のとおりとする。
- (3) 事業系一般廃棄物については、事業所自らの責任で処理を行うこととし、市の許可を持っている一般廃棄物処理許可業者へ委託し、処理を行うことを原則とする。自己搬入については、「一般ごみ」、「粗大ごみ」の清掃センター搬入だけとする。
- (4) 特別管理一般廃棄物、市が引き取らない廃棄物については、排出者の責任において全量処理する。
- (5) 凈化槽汚泥及び家庭から排出されるし尿の確実な収集運搬、処分を行う。

4 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

単位：トン

	一般ごみ・粗大ごみ	資源ごみ					計
		生ごみ	草木	廃食油	左記以外	計	
家庭系一般廃棄物	1299.8	1784.1	100.1	7.1	2069.2	3960.4	5260.2
事業系一般廃棄物	1170.5	1787.0	897.0	3.3	1162.2	3,849.5	5020.0
計	2470.3	3571.1	997.1	10.4	3,231.4	7810.0	10,280.2

5 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項

- (1) 市内全世帯の確実なごみ出しの定着化
- (2) ごみの減量化に向けた5Rの推進
- (3) 事業系ごみの適正処理を指導
- (4) 粗大ごみの再利用・再資源化
- (5) 生ごみリサイクルの推進
- (6) 使用済紙おむつ再資源化の普及・定着化
- (7) ごみステーション整備充実事業及び家庭用生ごみコンポスト購入等の補助
- (8) 買い物袋持参運動の推進
- (9) 環境学習会の実施
- (10) 「ごみ出し困難者対策事業」及び「ごみ分別困難者対策事業」の適正な運用
- (11) 「サンサンひまわりプラン」の推進等による資源循環の確立
- (12) 3010運動の推進

- (13) 合併浄化槽の設置促進
- (14) 農業集落排水施設への接続促進
- (15) 志布志市循環センター及び井手間資源ごみ収集所の適切な運用

6 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

		分別区分	収集運搬	収集回数	搬入先
家庭系ごみ		一般ごみ	委託業者	別添ごみ収集日程表のとおり	清掃センター
埋立ごみ		粗大ごみ	戸別回収	随時	清掃センター そおりサイクルセンター
資源ごみ	資源ごみ	空き缶	委託業者	別添ごみ収集日程表のとおり	そおりサイクルセンター
		空き瓶（生きビン、無色ビン、茶ビン、その他色ビン）	〃	〃	〃
		ペットボトル	〃	〃	〃
		ダンボール	〃	〃	〃
		新聞紙・チラシ	〃	〃	〃
		雑誌・雑古紙	〃	〃	〃
		シュレッダー紙	〃	〃	〃
		牛乳パック	〃	〃	〃
		その他紙製容器等	〃	〃	〃
		蛍光灯類	〃	〃	〃
		乾電池等	〃	〃	〃
		古着・布類	〃	〃	〃
		廃食油	〃	〃	〃
		プラスチック類	〃	〃	〃
		スプレー缶・カセットボンベ	〃	〃	〃
		雑金属類	〃	〃	〃
		割り箸・串等	〃	〃	〃
		生ごみ	〃	〃	そおりサイクルセンター 有機工場
		陶器類	〃	〃	そおりサイクルセンター
		小型家電	〃	〃	〃
		紙パンツ（紙おむつ）	〃	〃	〃

	埋立ごみ	一般ごみ・粗大ごみ	収集運搬許可業者へ依頼か直接搬入	清掃センター
事業系ごみ	資源ごみ	生ごみ	収集運搬許可業者依頼か直接搬入	そおりサイクルセンター 松山有機工場
		その他資源ごみ (分別基準は家庭ごみと同じ)	収集運搬許可業者依頼か (直接搬入不可)	そおりサイクルセンター

7 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

家庭系一般ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・生ごみの回収、資源ごみの中間処理、生ごみ・草木剪定枝の処理及び有害ごみの回収は、民間会社に委託する。

8 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

整備予定なし

別紙 ごみ収集日程表

有明町地区

校区名	資源ごみ	生ごみ	紙おむつ	一般ごみ	粗大ごみ
	収集曜日	収集曜日	収集曜日	収集曜日	戸別収集
伊崎田校区 有明校区の一部 (土橋・坪山・早馬・東吉村・野吉・中央吉村・中吉村・西吉村)	第1金曜日 ※特別収集 第3金曜日	月・水・金	月曜日	水曜日	※事前に予約が必要です。
有明校区 (上記以外) 通山校区	第2金曜日 ※特別収集 第4金曜日	月・水・金	月曜日	水曜日	大隅衛生企業 株式会社 専用電話 471-6070
蓬原校区 原田校区	第3金曜日 ※特別収集 第1金曜日	火・木・土	火曜日	木曜日	
野神校区 山重校区	第4金曜日 ※特別収集 第2金曜日	火・木・土	火曜日	木曜日	

※特別収集は希望する衛生自治会のみ

松山町地区

	ごみを出す日	注意事項
資源ごみ①	第2木曜日 第4木曜日	・空き缶、プラスチック類、ペットボトル、シュレッダー紙、その他紙製容器の資源ごみです。
資源ごみ②	第2日曜日	・上記以外の資源ごみです。
生ごみ	月・水・金	
一般ごみ	金曜日	
紙おむつ	土曜日	・人の紙おむつ、尿取りパット、ビニール手袋、ウェットティッシュ（お尻拭等）以外は入れないでください。
粗大ごみ	戸別収集	※事前に予約が必要です。 大隅衛生企業株式会社 専用電話 471-6070

志布志町地区

校区名	資源ごみ	生ごみ	一般ごみ 紙おむつ	粗大ごみ
	収集曜日	収集曜日	収集曜日	戸別収集
田之浦地区・八野校区 森山校区・潤ヶ野校区	第1火曜日 ※特別収集 第3火曜日	月・水・金	月曜日	
四浦地区	第1火曜日 ※特別収集 第3火曜日	金曜日	金曜日	
東区（坂之上）	第2火曜日 ※特別収集 第4火曜日	月・水・金	月曜日	
東区（上記以外）	第2火曜日 ※特別収集 第4火曜日	火・木・土	木曜日	
帖五区 (馬見ヶ塚・横尾下・西内之倉・東横尾下・西横尾下)	第2火曜日 ※特別収集 第4火曜日	火・木・土	火曜日	※事前に予約 が必要です。
帖五区（上記以外）	第2火曜日 ※特別収集 第4火曜日	火・木・土	木曜日	有限会社 ミヤウチ
夏井・陣岳区	第2火曜日 ※特別収集 第4火曜日	火・木・土	木曜日	専用電話 473-1199
香月地区 (興和・大浜西・上小西・下小西・上昭和・昭和台)	第3火曜日 ※特別収集 第1火曜日	火・木・土	火曜日	
香月地区（上記以外）	第3火曜日 ※特別収集 第1火曜日	月・水・金	水曜日	
志布志区（大浜東）	第3火曜日 ※特別収集 第1火曜日	火・木・土	火曜日	
志布志区（上記以外）	第4火曜日 ※特別収集 第2火曜日	火・木・土	火曜日	
安楽地区 (一丁田・上之浜)	第4火曜日 ※特別収集 第2火曜日	月・水・金	水曜日	
安楽地区（上記以外）	第4火曜日 ※特別収集 第2火曜日	月・水・金	月曜日	

※特別収集は希望する衛生自治会のみ

志布志市生活排水処理実施計画

1 計画区域

志布志市内全域を計画区域とする。

2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3 生活排水の処理計画目標

生活排水処理施設	計画処理地域	目標処理人口 (市内人口に占める 普及割合)
農業集落排水処理施設	① 野井倉地区浄化センター区域内 ② 通山地区浄化センター区域内 ③ 蓬原地区浄化センター区域内 ④ 松山地区クリーンセンター区域内	19.6%
合併処理浄化槽	市内の農業集落排水処理施設区域外	60.8%
汚水処理人口普及率	全域	80.4%

4 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬・処分については、以下のとおりとする。

(1) 収集・運搬・処分体制

地域	収集運搬体制	収集運搬業者名	処理施設
市内全域	市許可	株式会社大隅衛生志布志	(松山地区) 曾於北部衛生処理組合 (志布志・有明地区) 曾於南部厚生事務組合

松山地区については、曾於北部衛生処理組合そお北部クリーンセンターで汚泥を脱水し、脱水汚泥を曾於市内の一般廃棄物処理業者にて堆肥化を行う。また、残渣（一部汚泥）については焼却を行い、焼却灰を大隅一般廃棄物最終処分場に埋立処分する。

志布志地区及び有明地区については、曾於南部厚生事務組合衛生センターで汚泥を脱水し、脱水汚泥を曾於市内の一般廃棄物処理業者にて堆肥化を行う。また、残渣については焼却を行い、焼却灰を曾於南部厚生事務組合清掃センターに埋立処分する。

農業集落排水処理施設のうち通山地区浄化センターの汚泥については、脱水汚泥を堆肥化する。

(2) 处理計画量

し尿・浄化槽汚泥 排出量	内訳	
	し尿	浄化槽汚泥
15,801.7kl	3,468.1kl	12,333.6kl

※ 浄化槽汚泥に農業集落排水分も含む

5 その他

河川や海域などの公共用水域の水質汚濁防止には、家庭から排水されるし尿及び生活雑排水を適正処理することが最も重要であることから、生活排水対策の必要性、設置済みの合併処理浄化槽の維持管理の重要性、農業集落排水施設への接続利用について周知を図るため次の方法で啓発活動を実施する。

- (1) 市広報誌への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) 普及啓発ポスター及びリーフレットの設置
- (4) 環境学習会での啓発活動
- (5) 各種イベントでの啓発活動
- (6) 農業集落排水工事指定店との協力による接続推進活動
- (7) 維持管理業者との協力による接続推進活動